

給湯省エネ 2025 事業事務局 殿

給湯省エネ 2025 事業補助金 財産処分承認申請書

本事業の交付規程及び交付申請の手引き等に基づき、交付決定を受けた補助対象財産の処分について、以下のとおり承認を申請します。

令和 7 年 ○月 ○日記入

【共同事業者】 ※すべて必須

氏 名	省エネ 二郎			
現 住 所	〒100-×××× 東京都 港区 △△町 1-1-1			
電 話 番 号 *	03-XXXX-XXXX	メールアドレス*	○○○○@○○○.co.jp	

*法人の場合は、担当者の連絡先を記入してください。

【補助事業者】 ※すべて必須（個人事業主の場合は、法人代表者の情報を除く）

登 録 事 業 者 番 号	SXXXXXX			 (印鑑証明書の登録印)
補 助 事 業 者 (個 人 事 業 主 氏 名)	給湯省エネ株式会社			
代 表 者	肩 書	代表取締役		
	氏 名	給湯 太郎		
住 所	〒100-XXXX 東京都 千代田区 △△町 1-1-1			
担 当 者 氏 名	給湯 一郎			
電 話 番 号 *	03-XXXX-XXXX	メールアドレス*	○○○○@○○○.co.jp	

*法人の場合は、担当者の連絡先を記入してください。

【処分する補助対象財産】 ※すべて必須

管 理 番 号	XXXXXXXX
交 付 決 定 番 号	XXXXXXXX
交 付 確 定 日	令和 7 年○月○日
交 付 確 定 額	200,000 円
補 助 対 象 住 宅 の 所 在 地	〒200-×××× 東京都 渋谷区 ○○町 1-1-1
処 分 相 手	※住所、氏名、使用目的等
処 分 の 理 由	※処分した理由をご記入ください。
処 分 の 条 件	※譲渡価格等

【注意事項】 予め事務局に相談し、その指示により提出すること。

提出不要

※本書は、提出書類ではありません。

財産処分承認申請書 提出のご注意

✓ 予め事務局に相談してください

※ 事務局からの指示無く提出された場合は受理されません

※お問い合わせ窓口 0570-022-004 （通話料がかかります）

一部の IP 電話からは 03-6629-1601（通話料がかかります）

受付時間 9：00～17：00（土、日、祝日含む）

※相談時には、必ず「補助事業者名」「交付決定番号」「共同事業者名」等をお伝えください